

# Have to についての一考察

刈込 亮

## 1. はじめに

助動詞を指導する際、それに関連して、willはbe going toに、canはbe able toに、mustはhave toにそれぞれ書き換えられると教えることは一般的であると思われる。ひと通りの説明が終わると、あとは書き換え練習が行われる。このような一連の指導の流れは、結果として、willとbe going to、canとbe able to、mustとhave toはそれぞれ等価であって、どんなときにも書き換えが可能であるという誤った認識を学習者に植えつける危険性がある。

助動詞を指導する際には、まずbe going to、be able to、have toといった擬似的法助動詞(pseudo-auxiliary)はwill、can、mustといった法助動詞(modal auxiliary)とは基本的に異なる点を押さえておくことが肝要である。

法助動詞の意味特性は多義性(polysemy)である。すなわち、法助動詞は認知的(epistemic)意味と義務的(deontic)意味という2つの意味を有する。他方、擬似的法助動詞は義務の意味しかもたない。<sup>1</sup>

無論、学習者に、これらの用語について説明することは不要であるが、will、can、must、be going to、be able to、have toといった助動詞の使用場面や話し手の心的態度を無視して、ひたすら、機械的な書き換え練習に終始するのはコミュニケーションのための文法という視点から考えてみても、有用な教授手段とは言えない。

本稿のねらいは、従来、無味乾燥であると思われていた助動詞の指導に、何か1つでも知的好奇心をそそる内容を盛り込むことができないかという点にある。本稿ではhave toの用法に焦点を当てる。have toの用法を通じて、mustとの違いを理解する一助になればそれだけでも幸いなことである。

基本的に、本稿における使用例文の検索についてはThe British National Corpus(BNC)を採用し

ている。

## 2. mustとhave toの違い

### a. 「遂行的」用法のmustと「義務報告」用法のhave to

mustもhave toも「…しなければいけない」の意味で日本語では同じになる。この点では、ともに、義務的用法(deontic modality)であると言える。しかしながら、mustとhave toでは「…しなければいけない」が発せられる背景が異なる。義務的用法には義務の源が話し手にあるのか、話し手以外のものにあるかによって、2つに分類できる。

(1a) You must go at once.

(1b) You have to go at once.

(1a)におけるmustは話し手が義務の源となって、聞き手に義務を課し、要請型の発話行為(speech act)を遂行する。要するに、mustが発せられる背景は話し手の主観的評価による。一方、(1b)におけるhave toは規則・予定・周囲の状況といった外的事情が義務の根源となって、聞き手に義務があることを報告する。要するに、have toが発せられる背景は話し手以外の客観的評価による。

You must...を命令文に書き換えることが多いのは命令文とmustの用法がともに、要請型の発話行為を遂行する「遂行的」用法であるためである。他方、You have to...がYou are required (or obliged) toに書き換えることができるのはbe required (or obliged) toとhave toの用法がともに外的事情に由来する義務を表す「義務報告」用法であるためである。mustが「義務報告」用法に用いられることはない。反対に、have toが「遂行的」用法に用いられることもない。

以上のことから、次の(2a)と(2b)の間には微妙な含みの差があることを確認できる。

(2a) My girl must be home by midnight.

(2b) My girl has to be home by midnight.

(Murata, Y. 1982, p140)

(2a)における must の用法は義務の源が話し手にあることから、「自分の娘が真夜中までには帰宅しなければいけない」ことに対して、親としての責任を果たす決意が感じられる。一方、(2b)における have to の用法は義務の源は外的事情に由来する。一般常識で判断すると、「若い娘は真夜中までには帰宅すべき」と思われるが、親は「自分の娘が真夜中までには帰宅しなければいけない」という命題内容について、中立的な立場をとっているような感を受ける。

村田(1982)によると、(2a)と(2b)に見られる微妙な含みの差はコンテクストのなかで、より一層、明らかになると指摘する。

(3a) \*My girl must be home by midnight.

— I think it's idiotic.

(3b) My girl has to be home by midnight.

— I think it's idiotic. (Ibid.)

(3a)では、must を用いている。義務の源は話し手にある。いわば「自分の娘が真夜中までには帰宅しなければいけない」ことに対して、親としての責任を果たす決意を表明したと解せられる。その一方で、先行文を撤回するような I think it's idiotic (そんなことは馬鹿げている) という発話は論理に一貫性を欠く。そのため、非文である。(3b)では has to を用いている。この文では「自分の娘が真夜中までには帰宅しなければいけない」という命題内容について、親は中立的な立場をとっていることがうかがえるため、その後、「そんなことは馬鹿げている」という発話がきても、先行文との一貫性は保たれる。

なお、must が「遂行的」用法と「義務報告」用法の中間的な用法として用いられる場合もある。

(4a) They must be kind to the weak.

(4b) They have to be kind to the weak.

(4a)における must の用法は義務の源が話し手自身にあるのではなく、外的事情に由来する。ただし、義務が存在することを単に報告するのではなく、話し手自身も、外的事情に由来する義務の遂行を当然であると思っている場合である。いわば「遂行的」用法と「義務報告」用法を併せもつ must の用法と言えよう。

中間的用法の must を(4b)のように have to に

書き換えることは可能であるが、この場合には、義務の報告となり、話し手自身も、外的事情に由来する義務の遂行を当然であると解する話し手の主観的評価は含まれない。

## b. must の否定と have to の否定の違い

「禁止(…してはいけない)」を表す場合には must not [mustn't] を用いること、「不必要(…しなくてもよい)」を表す場合には don't have to を用いることはともによく知られている。

(5a) You must not [mustn't] go.

(6a) You don't have to go.

(5a)と(6a)のような違いが生じるのは must と have to では否定の作用域(negative scope)が異なるためである。(5a)における否定の作用域は 'you — go' という命題内容であるのに対して、(6a)における否定の作用域は法助動詞まで包含される。

以上のことから、(5a)と(6a)はそれぞれ(5b)及び(6b)と対応する。

(5b) You are required not to go.

(6b) You are not required to go.

## 3. must have to

### a. must have to における must と have to の順序づけ

一般的に、must have to は must よりも強い意味があるとされる。その理由は must と have to には意味の重複があるためである。

(7a) Well I must have to try and buy a radio.

しかしながら、(7a)を以下のように書き換えると非文になる。must が have to よりも後に生じることはない。

(7b) \*Well I have to must try and buy a radio.

助動詞の語順決定の際には「法助動詞が擬似的法助動詞よりも後に生じることはない」という規則を確認できる。類例を挙げる。

(8) I will have to stop spending you money if you keep loafing around.

(9) In order to meet customer needs we must be able to respond more quickly and flexibly to changing conditions.

さらに、助動詞の語順決定の際には、もう1つ重要な規則がある。同じ種類の助動詞が2つ以上続くことはない。したがって、(7a)を以下のように書き換えることはできない。

(7c) \*Well I have to have to try and buy a radio

(7d) \*Well I must must try and buy a radio.

この項では *must have to* における *must* と *have to* の順序づけには一定の規則があることを論じてきた。その規則をまとめると次のようになる。

1. 法助動詞が擬似的法助動詞よりも後に生じることはない  
→ *must* が *have to* よりも後に生じることはない。
2. 同じ種類の助動詞が2つ以上続くことはない。  
→ *must + must* あるいは *have to + have to* という形はない。

#### b. *must have to* における *must* と *have to* の意味

助動詞の語順決定における「同じ種類の助動詞が2つ以上続くことはない」という規則は統語上の違いはもちろんのこと、意味的差異も包含する。*must have to* は *must* と *have to* の間に意味の重複があるため、一般的に、*must* よりも強い意味があるとされる。しかしながら、*must have to* における *must* と *have to* の意味は似て非なるものである。*must have to* のような「法助動詞 + 擬似的法助動詞」の連鎖では、1番目の要素は認識的意味を表し、2番目の要素は義務的意味を表さなければならない。

(10a) He is so dark that he must have to shave two or three times a day.

(10a) における *must* は「…に違いない」という確実性を表し、話し手が文の内容に対しての蓋然性を査定している。他方、*have to* は文の主語の義務を表しているにすぎない。つまり、(10a) は「彼は1日に2、3度ひげを剃らなければいけない」という命題内容に対して、話し手が蓋然性を見積もり (= 確実性) を下したものと判断できる。したがって、(10a) は以下のように書き換えられる。

(10b) It is certain that he has to shave two or three times a day.

#### c. 認識的意味の *must*

*have to* の用法を考えるうえで、*must* 抜きには論じきれない。この項では *must* についても触れておく。法助動詞の意味特性は多義性である。認識的意味と義務的意味という2つの意味を有する。とりわけ、*must* について言えば、認識的意味とは「確実性」もしくは「必然性」を意味し、義務的意味とは文字どおり、「義務」を意味する。「義務」を表す *must* については 3. a. で詳細に論じてきたので、この項は認識的意味の *must* に焦点を当てる。

(11a) The lights have gone out. A fuse must have blown.

(Asakawa, T. and Kamata, S. 1986, p182)

「助動詞 + *have* + 過去分詞」が過去の事柄についての推量や過去の行為に対する非難や後悔を表すことはよく知られている。事実、認識的意味を表す *must* の後ろにはしばしば完了形が用いられる。(11a) における *must have blown* は過去の事柄における「確実性」のある推量となるわけだが、ここで問題となるのは話し手が蓋然性を見積もりをいつ行ったのかである。そこで、(11a) を以下のように書き換えるとはっきりとわかる。

(11b) The lights have gone out. It is certain that a fuse blew.

(11b) から、話し手は「ヒューズがとんだ」という命題内容に対して、現在の視点から蓋然性を見積もりをしていることがわかる。認識的意味の *must* は命題内容の外郭に位置する。つまり、*must* は時制の作用域の外側にあると言える。

次に、*must* の後ろに進行形や *be* 動詞がきた場合について論じる。「*must* + 進行形」や「*must* + *be* 動詞」における *must* は認識的意味を表すことが多い。

(12) She must be waiting at the station now.

(13) He must be at home as the light is on.

無論、ここで述べたことは「*must* + 進行形」や「*must* + *be* 動詞」における *must* の義務的意味を排除するものではない。(14) 及び(15) における *must* は義務的意味とも解される。

(14) You must be going.

(14) を *You must go.* と表現すれば、それは単に、話し手が義務の源となって、聞き手に義務を課し、

要請型の発話行為を遂行するに過ぎない。しかし、「must + 進行形」を用いると、動作の進行という進行形の基本的な意味が包含されるため、話し手が聞き手に義務の即時遂行を要請する発話行為のような感を受ける。

(15) He must be careful.

基本的には、「must + be 動詞」において、述部が [+stative] であれば認識の意味と解する。普通、He must be tall. は認識の意味としか解されないが、その理由は述部が [+stative] であるためである。要するに、(15)が認識の意味とも義務の意味とも解されるのは述部が [-stative] であるためである。「must + 進行形」と「must + be 動詞」のどちらの場合にせよ、最終的に、must を認識の意味と解するか、それとも、義務の意味と解するかはコンテキストに依存するところが大きい。

最後に、must が認識の意味のほかに語用論的 (pragmatic) 意味を帯びる場合について論じる。

(16) における must は「勧誘」を表す。

(16) You must come to my birthday party.

この発話は親しい間柄で用いるものである。論理的意思は Will you come to my birthday party? と変わるところはないが、must を用いることによって、より一層、親しみが感じられる。無論、(16) における must は話し手が義務の源になって、聞き手に義務を課しているわけではない。

同様なことはいくらかでもある。たとえば、話し手が It's hot. と言ったとしよう。その発話を受けて、聞き手が I think so, too. と言ったならば、おそらく気が利かない人だと思われるにちがいない。普通は Shall I open the window? なり、Shall I turn on the air conditioner? という発話が続くのが自然であろう。もちろん、It's hot. という文は要請型の発話行為を意味するものではない。単に、「暑い」と述べたにすぎない。

このように、日常の会話において、ある発話が言外の意味を帯びることはしばしばある。先の例では、話し手と聞き手の間で、日常の会話に作用する心理的なあやによって、認知意味を修正して、語用論的意味を付加したと言える。

#### 4. have to のコロケーション

##### a. 否定文における have と to のコロケーション

否定辞を伴う have to の文 (= 6a) では、次のような書き換えができることはよく知られている。

(6c) You need not [needn't] (or don't need) to go.

しかしながら、(6a) を以下のように書き換えると容認度はかなり低くなると思われる。<sup>2</sup>

(6d) ??You have not [haven't] to go.

以上のことから、have to の否定は not have to do のように have より左側に否定辞がくることが確認できる。普通 have not to や haven't to のように言わない。このことは have と to の結合が強いことを意味する。

(17a) You have only to wait.

(17b) All you have to do is to wait.

(17a) における have only to の用法は All you have to do is to... の書き換えとして、しばしば見かける。この点において、have only to の多用は have と to の結合が強いという事実と相反するものと思われる。しかしながら、実際には、have only to はまれな用法と解したほうが自然である。have only to と only have to の使用例をそれぞれコーパスで確認すると、(18) (19) のような have only to 形は 87 例、(20) (21) のような only have to 形は 287 例という結果を見てとれる。これらの事実は have と to の結合が強いことを裏づける。

(18) I have only to watch to media.

(19) I have only to thank you.

(20) You'll only have to stay one night.

(21) And you only have to telephone if you need me.

なお、have only to の他に、例外的に、have と to の間に割って入ることが可能な語は yet, still である。無論、この2つについても、使用頻度は低いと解するのが自然である。<sup>3</sup>

(22) Childhood is a time when full responsibility and citizenship have yet to be established.

(23) Yet historians have yet respond to changing circumstances

##### b. 疑問文における have と to のコロケーション

否定文における have と to のコロケーションの場合と同様に、疑問文においても have と to のコロケ

ーションは強い。したがって、疑問文における have も本動詞扱いで、疑問文にするためには Do you have to...?, Have you had you...? と表現する。普通 Have you to...? とは言わない。

(24) Did she have to wait half an hour?

しかしながら、疑問文における have と to のコロケーションは否定文のときほど強い結びつきとは言いきれない側面もある。(25) は have を助動詞として扱ったものである。

(25) Or have you to go there?

さらに、疑問詞を含む疑問文や付加疑問文においては have を助動詞として使うことは通常の疑問文よりもかなり自由であると思われる。

(26) What have you to complain of?

(26) Well, you had to be, hadn't you?

この章では、have to のコロケーションについて論じてきた。結論として言えることは次の3つになるであろう。

1. have to のコロケーションは強い。
2. have to における have は本動詞として扱うのが基本である。
3. have to は擬似的法助動詞という性格をもつため、have to における have を助動詞としてみなすことも可能である。

## 5. have to と have got to

have to と have got to の間に意味的な違いはあまりない。しかしながら、統語的にみると、have to は must に近い。(28)における have got to には「どうしても…しなければならぬ」という話し手の主観的評価が包含される。

(28) We have got to finish it by the end of this week.

なお、have got to にはくだけた形がいくつかある。have got to が have to の口語体であることを考慮すると、実際には、have got to よりも次のような言いまわしが多用されることはうなずける。(29)では've got to, (30)では've gotta, (31)では have まで省略した'gotta を用いている。

(29) You've got to do it at once.

(30) I've gotta go to New York.

(31) 'You gotta be kiddin'

have to と have got to の用法における制限を比

べた場合、have to はほとんど自由に使われるのに対して、have got to にはさまざまな制限がある。

(32a) He must have to leave early.

(32b) \*He must have got to leave early.

(33a) I regret having to leave early.

(33b) \*I regret having got to leave early.

(34a) I remember to have to leave early.

(34b) \*I remember to have got to leave early.

(32b) (33b) (34b) はいずれも非文となる。have got to は助動詞の後ろでは使われない。また、have got to には非定形がないため、不定詞や動名詞の形で使われない。次章で論じる have to と共起しやすい副詞についても、have got to とは共起しない。

このように have got to は have to と意味的な違いはあまりないものの、さまざまな制限のある用法と言える。なお、have got to は過去形にも使われないのが基本である。

(35) I told him he had got to leave before it got dark.

(35) では have got to が間接話法の被伝達部分で用いられている。このような場合には have got to の過去形が例外的に認められる。<sup>4</sup>

## 6. have to と副詞

have to とともに使われる代表的な副詞にはまず naturally, certainly, (may) well, of course といった「当然・必然」を表す副詞が挙げられる。

(36a) We'll have to meet at dawn, of course.

(37a) And we may well have to do it again.

これらの副詞は話し手が蓋然性の査定を下す法副詞と呼ばれるものである。その役割は認識的意味の must と同様である。have to は義務的意味しかもたないため、法副詞との相関性はないはずである。なぜならば have to は法性の範囲外にある。にもかかわらず、have to が「当然・必然」を表す法副詞としばしば共起するのは一度、話し手が蓋然性の査定をしたならば have to を含む文の命題内容が「確実性」が高いことを示唆する。なお、(36a) と (37a) はそれぞれ (36b) と (37b) に対応する。<sup>5</sup>

(36b) It is of course that we'll have to meet at dawn.

(37b) And it is very likely that we have to do it again.

次に、have toとともに使われる代表的な副詞にはalways, often, sometimesといった「頻度」を表す副詞が挙げられる。これらの副詞が用いられると、その文は非一時性(-temporary)を述べる。したがって、「頻度」を表す副詞とhave toが共起した場合には、聞き手に非一時性の義務があることを報告することになる。とりわけ、100%の頻度を表すalwaysとhave toは共起することが多い。一般的にみても、「頻度」が大きい副詞とhave toが共起する傾向にある。

(38) I always have to end up ringing you.

(39) You see, I often have to go to London and sometimes I don't get back until pretty late.

最後に、have toを含む文における副詞の位置について論じる。副詞はその種類に関係なく、文の前位、中位、後位を自由に占めることができる。ただし、have toを含む文において、副詞が文の中位を占める場合には一定の決まりがあるような感を受ける。

(40) You always have to keep your word.

(40) You have to always look for a parking space in.

(40)において副詞はhave toの前に用いられている。このようにhave toと副詞が共起する場合、副詞はhave toの前に位置するのが一般的である。しかしながら、(41)ではhave toの後ろに副詞が位置している。alwaysとhave toが共起する使用例をコーパスで確認すると、always have toは127例に対して、have to alwaysは3例にすぎない。なお、have toの間に副詞が入ることはいくつかの例外を除けば非文となる。

## 7. have toの主語

have toの主語は1人称、2人称、3人称の順で多用される。さらに、have toの主語を調べると、主語のない文、すなわち、Have to do...で始まる文があることを確認できる。これは命令文ではなく、主語の省略(1人称または2人称)である。(42)ではIの省略、(43)ではYouの省略と考えられる。

(42) Have to remember to brush my teeth before I see Denise.

(43) Have to build me a garage.

もちろん、主語の省略は無制限に許されるものではない。(42)においてIを省略できるのは省略されたIと副詞節内に生じているIとの間に、つながり(cohesion)があるとみなすことができるためである。すなわち、省略されたIは後方照応的(cataphoric)によって表されている。

省略(ellipsis)は指示(reference)、代用(substitution)とともに、つながりの働きをなす代表的なものであるが、つながりは単一の文中で生じることもあれば、文と文との間にみられることもある。(43)において同一文中につながりがあると思われる語は存在しない。にもかかわらず、Youの省略が許されているのはたとえば、先行文にYou promised me to build a garageがあったとすればわかりやすい。省略されたYouと先行文のYouとの間には文を超えたつながりがある。すなわち、省略されたYouは前方照応的(anaphoric)によって表されている。<sup>5</sup>

## 8. 終わりに

本稿では6つの章に分けて、have toの用法について論じてきた。2章ではmustとhave toの意味的な違いに焦点を当てた。3章ではmust have toの意味について論じた。must have toはmustよりも強い意味があるとされるが、must have toにおけるmustとhave toの間には意味的な違いがある。この点では2章と通じるものがある。

4章ではhave toのコロケーションについて論じてきた。have toは擬似的法助動詞という助動詞の性格をもつにもかかわらず、疑問文、とりわけ、否定文において、haveを本動詞としてみなすのはhave toのコロケーションが強いことに起因するためである。

5章ではhave toとhave got to、6章ではhave toと副詞、7章ではhave toと主語について論じてきた。これらはhave toに関するいくつかの事象を選択して論じたものである。

本稿ではhave toの用法について、概括的に論じてきたつもりではあるが、無論、have toのすべての事象を論じきれたというわけではない。

本稿のねらいは、従来、無味乾燥であると思われていた助動詞の指導に、何か1つでも知的好奇心をそそる内容を盛り込むことができないかという点にある。

一般的には、義務的意味の *must* と *have to* は等価であると思われているため、助動詞の指導の際には、両者の違いについて詳細に論じることなく、書き換え練習が行われている懸念がある。では *must* と *have to* の違いは何か？こうした要望には少なからず応えることはできたのではないかと自負する。

#### 注

1 擬似的法助動詞 *have to* は義務的意味しかもたない。しかしながら、アメリカ英語において、まれに、*have to* が認識的意味を表すことがある。: You have to be kidding. There has to be something I can do for you. この場合、同じく蓋然性を表す *must* との違いをみていくと、*must* は「単なる疑い」を指すのに対して、*have to* は「非難めいた響き」があると指摘される。(Leech 1969) また、*have to* が蓋然性を表す場合、後ろに続く動詞は *be* が多いことも確認できる。

2 *don't need to* における *need* は本動詞である。*have not[haven't] to* と表現できない理由は否定文において、*have* を助動詞としてみなすことができないためである。しかしながら、まれに、イギリス英語において、一時的な状態を表すために *have not to* を使う場合がある。

3 *still* を含む *have to* の文の使用例をコーパスで確認すると、*have still to* の 79 例に対して、*still have to* は 333 例。この事実からも、一般に、*have to* のコロケーションが強いことを裏づける。

4 (36) では *had got to* の箇所には *must* を用いてもよい。: I told him he must leave before it

got dark. 無論、間接話法の被伝達部分は時制の一致を受けるのが原則である。(36) において、*must* には非定形がないため、過去形にするには *had to* を用いれば事足りる。にもかかわらず、先の原則に反して、*must* あるいは *had got to* が認められるのは *have to* と *must* (あるいは *had got to*) では「…しなければならない」が発せられる背景が異なることに起因していると思われる。詳細については 2.a. を参照されたい。

5 「つながり」とは意味的な概念でテキスト内に内在する意味の関係を表す。省略・指示・代用はつながりの働きをなす代表的なものであることは確かだが、指示は意味レベルのものであり、省略・代用は文法レベルのものである。(Murata, Y. 1982)

#### 参考文献

- Halliday, M.A.K. and Ruqaiya Hasan. 1976. *Cohesion in English*. Longman.
- Leech, Geoffrey N. 1969. *Meaning and the English verb*. Longman.
- Asakawa, T. and Kamata, S. (浅川照夫 鎌田精三郎) 1986. 『助動詞』. 大修館.
- Ohta, A. (太田 朗) 1980. 『否定の意味』. 大修館.
- Fukuchi, H. (福地 肇) 1985. 『談話の構造』. 大修館.
- Murata, Y. (村田 勇三郎) 1982. 『機能英文法』. 大修館.

(駒込中学・高等学校教諭)